

令和 7 年第 4 回教育委員会定例会次第

開催日時 令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 1 時 30 分から

開催場所 春日井市役所 9 階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

2 報 告

- (1) 令和 7 年第 1 回市議会定例会について

議題1 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するために実施する調査に協力することとし、文部科学省の「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」に基づき、春日井市立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象にして調査を実施することの議決を求めるもの。



本通知は、令和7年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施することをお知らせするものです。

7 ス 庁 第 6 9 号

令和7年4月8日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

スポーツ庁次長

寺 門 成 真

令和7年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の実施について（通知）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）の実施については、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和7年度の本調査に関する実施要領を別紙のとおり決定しましたので通知いたします。

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、各教育委員会、各国公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としております。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査の対象となる所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に係る域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては本調査附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、本調査を円滑かつ安全に実施するため、御理解と御協力をお願いいたします。

また、令和7年度は児童生徒調査を文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」、学校質問調査、教育委員会質問調査を文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」を用いて実施する予定です。

【本件担当】

スポーツ庁

政策課企画調整室 調査係

電話：03-5253-4111（内線 2649）



令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実施要領

令和7年4月8日
スポーツ庁次長

1. 調査の目的

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とする。

加えて、教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的とする。

2. 調査の名称

令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 調査の対象及び調査内容

(1) 児童

① 調査対象者

小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の5年生全員

ただし、特別支援学校及び小学校の特別支援学級に在籍している児童については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容（児童調査）

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、
立ち幅とび、ソフトボール投げ

イ 質問調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

※ア・イともに、オンライン方式（文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」）による
入力。

※上記オンライン方式によらない児童は紙媒体による実施。

(2) 生徒

① 調査対象者

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の2年生全員

ただし、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容（生徒調査）

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子 1500m、女子 1000m）
又は 20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

※ア・イともに、オンライン方式（文部科学省 CBT システム：「MEXCBT」）による入力。

※上記オンライン方式によらない生徒は紙媒体による実施。

(3) 学校

① 調査対象校

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び小学部もしくは中学部を置く特別支援学校の全校

② 調査内容

質問調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

※オンライン方式（文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」）による入力。

(4) 教育委員会

① 調査対象

全教育委員会

② 調査内容

質問調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

※オンライン方式（文部科学省 WEB 調査システム：「EduSurvey」）による入力。

4. 調査実施期間

令和 7 年 4 月～7 月

※詳細のスケジュールについては参考 1 を参照

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は参考 2・3 を参照）。

- (1) 調査は、スポーツ庁が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市区町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査を実施する。

6. 調査結果の取扱い

スポーツ庁は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、各都道府県私立学校所轄庁、各附属学校を置く国立大学法人、各附属学校を置く公立大学法人及び各学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

スポーツ庁は、本調査の結果として、以下の事項等を示す。

- ① 実技に関する調査の結果として、
 - ア 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等
 - イ 総合評価の段階別割合
- ② 児童生徒質問調査、学校質問調査及び教育委員会質問調査の結果として、
 - ア 児童生徒質問調査、学校質問調査及び教育委員会質問調査の回答状況
 - イ 児童生徒質問調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - ウ 学校質問調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - エ 児童生徒質問調査の回答状況と学校質問調査及び教育委員会質問調査の回答状況との相関関係の分析
 - オ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果のスポーツ庁による公表

スポーツ庁は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。スポーツ庁が公表する調査結果については、公表後速やかに、スポーツ庁ホームページに掲載する。

- ① 以下のアからオまでの区分に応じ、上記(1)①のア及びイで示した結果
 - ア 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
 - イ 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
 - ウ 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
 - エ 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
 - オ 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）
- ② その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。

- ① スポーツ庁は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。
 - ア 都道府県教育委員会に対しては、当該都道府県教育委員会が設置する各学校の状況、

当該都道府県教育委員会における公立学校全体の状況、当該都道府県教育委員会（指定都市を除く）における公立学校全体の状況、域内の各市区町村教育委員会における公立学校全体の状況及び市区町村が設置管理する各学校全体の状況、域内の各市区町村教育委員会全体の状況に関する調査結果

イ 市区町村教育委員会に対しては、当該市区町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

ウ 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

エ その他、調査の目的の達成に資する調査結果

② 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

① 各教育委員会、学校等及びスポーツ庁においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、保護者

や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。

エ スポーツ庁は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

② スポーツ庁においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、個票データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に提供し、学術研究の振興、施策の推進のために活用することができる。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

① 教育委員会及び学校による調査結果の公表

ア 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- (ア) 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。
- (イ) 域内の市区町村の状況及び市区町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合に限り、エに基づき、当該市区町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。
- なお、個々の市区町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、エに基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。
- (ウ) (ア)又は(イ)に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- (エ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- イ 市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- (ア) 当該市区町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。
- (イ) 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- (ウ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- ウ 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。
- エ 調査結果の公表に当たっては、以下の(ア)から(カ)までにより行うこと。
- (ア) 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- (イ) 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。
- (ウ) アの(ア)又はイの(イ)に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又はアの(イ)において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
- また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- (エ) 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- (オ) 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- (カ) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な

配慮を行うこと。

オ 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

② スポーツ庁が公表する内容以外の調査結果の取扱い

ア スポーツ庁は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、スポーツ庁から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に6.(5)①エを十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市区町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市区町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、スポーツ庁は民間機関等への業務委託を行い、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

- ① 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- ② 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。
- ③ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- ④ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- ⑥ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能である

こと。

- ⑦ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力や運動習慣等向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① スポーツ庁及びスポーツ庁が業務委託を行った民間機関等は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- ② 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育科、保健体育科の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ① 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。また、感染症対策や体育の授業における留意事項を踏まえ、実施すること。
- ② 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ③ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ④ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

(参考1)

調査実施に関するスケジュール

令和7年度	スポーツ庁等(※1)	都道府県等(※2)	設置管理者	学 校
4 月	実施要領の通知	実 施 要 領 受領・周知	実 施 要 領 受領・周知	実 施 要 領 受 領
5 月	調査資材の提供 (※3)			調査資材 の受領
6 月				調 査 票 記 入
7 月	調査結果の受領			調 査 結 果 の 提 出
1 2 月	調査結果の公表 調査結果の教育委員会、学校 等への提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領

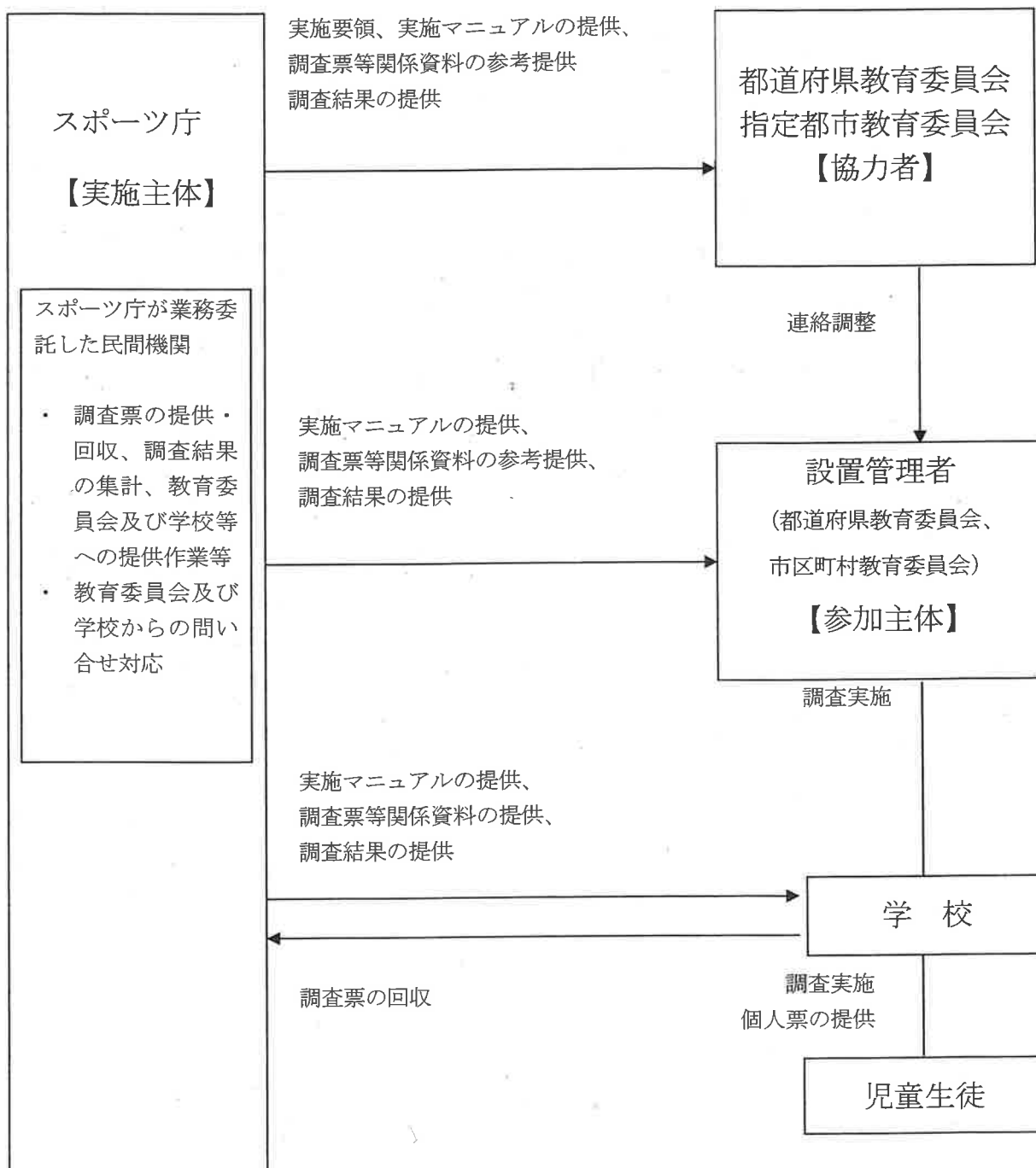
4 月
～7 月
調 査
実 施

オンライン入力

- ※1 スポーツ庁等には、スポーツ庁が業務委託した民間機関を含む。
- ※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。
- ※3 調査マニュアル等調査資材は、スポーツ庁等から送付するはがきに記載された URL よりダウンロードしていただく。

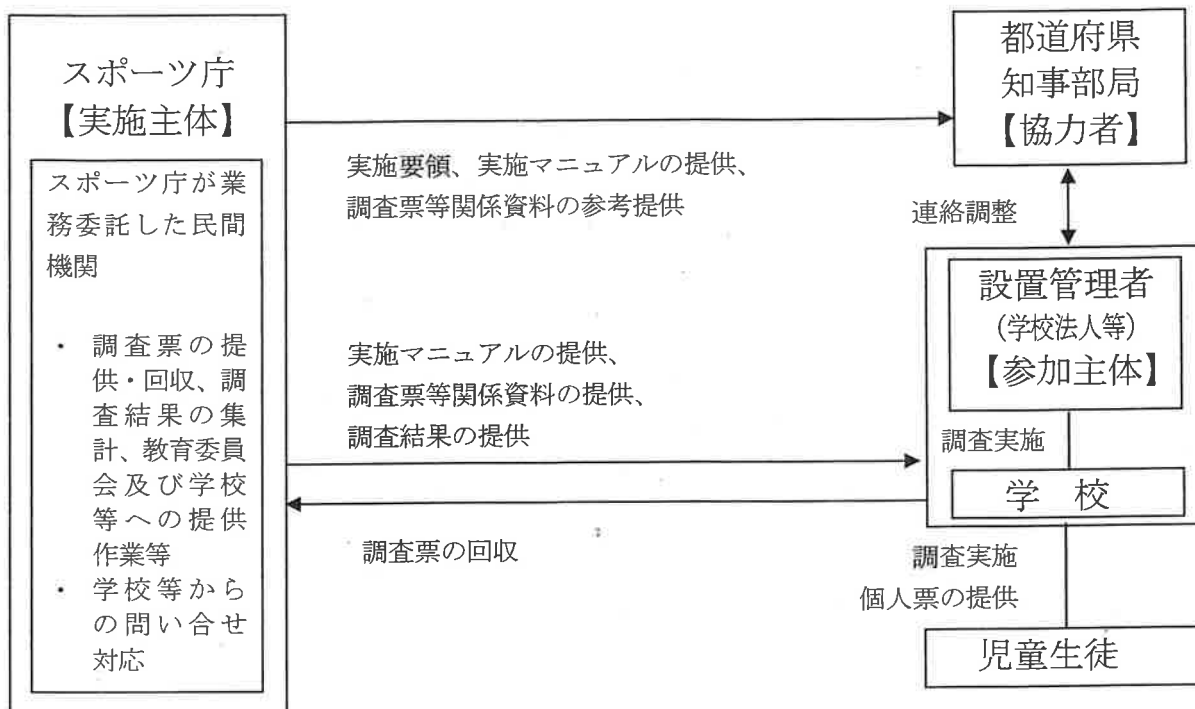
調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



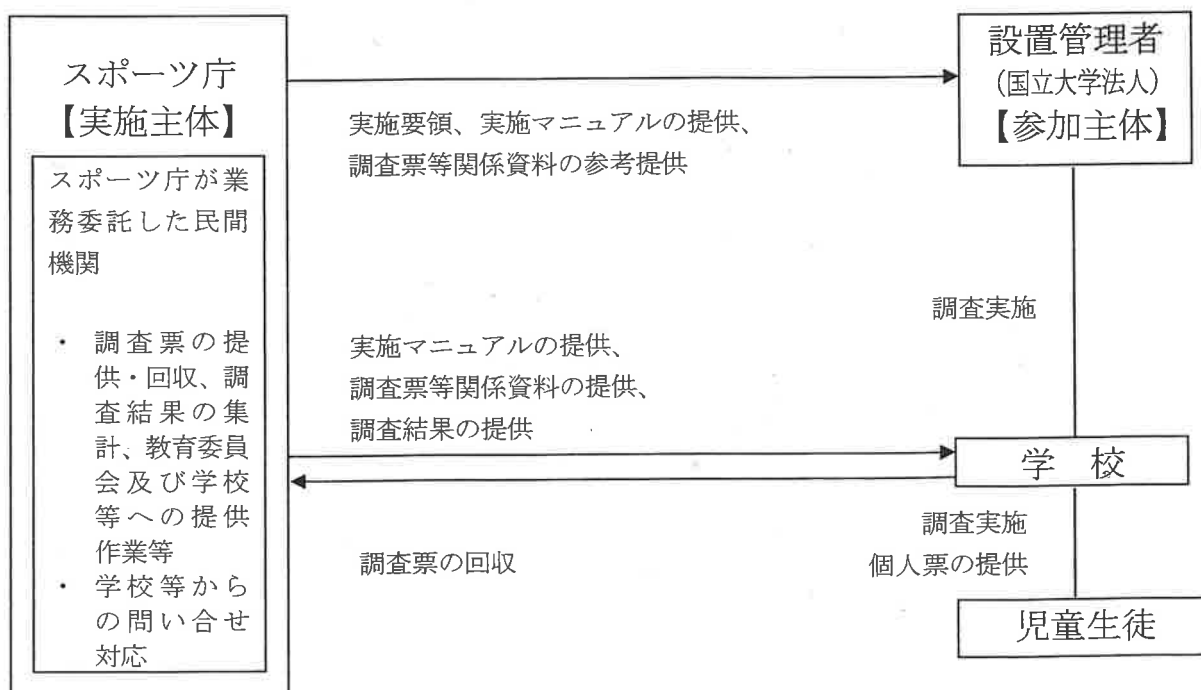
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国公立大学法人学校】

国公立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。





教育は
未来へつなぐ
希望の輪

2024年12月20日（金）
愛知県教育委員会保健体育課
学校体育グループ
担当 成田、大塚
内線 3973、3977
ダイヤルイン 052-954-6825

2024年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 愛知県の結果について

スポーツ庁が、2024年4月から7月末までの期間に、小学校5年生・中学校2年生を対象に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について、愛知県の結果の概要をお知らせします。

1 調査の方式

国・公・私立学校の小学校5年生・中学校2年生の全児童生徒を対象とした全国調査（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校を含む。）。

2 調査学校数、児童生徒数（名古屋市を含む。国・私立は除く。） ※（ ）は全国数

	調査学校数	調査児童生徒数
小学校	982校（18,845校）	63,565人（981,865人）
中学校	426校（9,891校）	56,819人（869,813人）

3 実技調査（新体力テスト）の結果

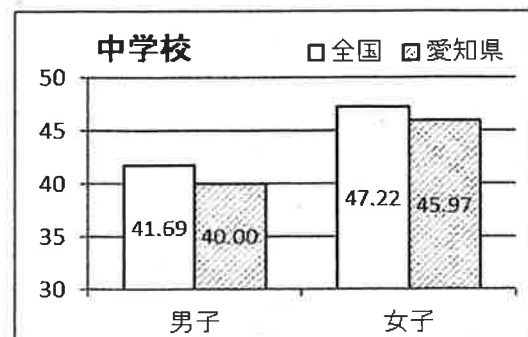
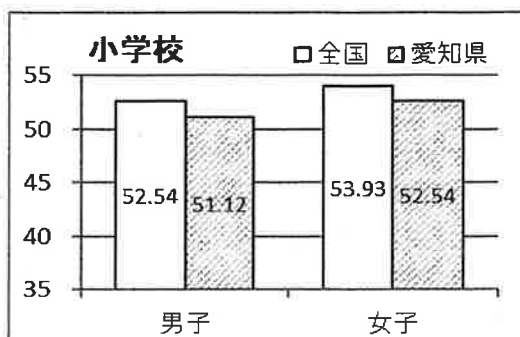
(1) 本県の体力合計点（別紙1参照）

本県の体力合計点を全国平均と比較すると、小学校・中学校の男女ともに、下回った。

また、2023年度の本県平均と比較すると、小学校の男子・中学校の男女ともに上回った。

区 分		2024年度		2023年度	
		全国平均	本県平均	全国平均	本県平均
小学校	男	52.54	51.12	52.60	51.01
	女	53.93	52.54	54.29	52.76
中学校	男	41.69	40.00	41.18	39.37
	女	47.22	45.97	47.08	45.44

※ 体力合計点：8種目の調査種目の成績を1点から10点に得点化して総和した合計得点（80点満点）

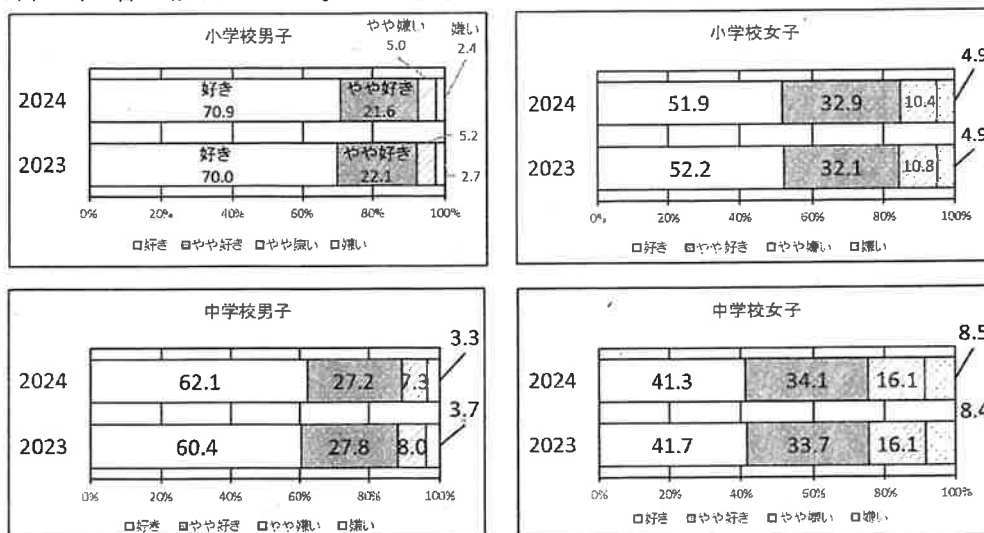


(2) 本県の種目別結果（別紙2参照）

各種目の本県平均が全国平均を上回っているのは、小学校男女の「立ち幅とび」、中学校女子の「長座体前屈」及び中学校男女の「反復横とび」の5種目である。

4 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツに対する意識

本県の小学校・中学校の男子は、運動やスポーツをすることが「好き」と回答した割合は、増加傾向にある。一方、女子は減少傾向にある。



5 1週間の総運動時間（体育・保健体育の授業以外での運動時間）

1週間の総運動時間数において、全国・本県ともに2023年度と比較して、小学校・中学校の男女ともに増加した。

区 分		1週間の総運動時間 ※（ ）は全国平均	
		2024年度	2023年度
小学校	男子	528.46分（548.70分）	520.02分（543.20分）
	女子	304.92分（331.06分）	293.77分（321.18分）
中学校	男子	686.75分（736.78分）	654.81分（714.63分）
	女子	462.68分（506.72分）	434.91分（494.35分）

6 平日1日あたりの映像の視聴時間（スクリーンタイム）

学習以外で、テレビやゲーム、スマートフォン等による映像を視聴する時間（スクリーンタイム）は、4時間以上と回答した割合が、小学校・中学校の男女ともに全国平均と比較して多い。

また、2023年度の本県と比較すると、小学校の男女・中学校の男子で割合が増加した。

区 分		平日1日あたりの映像の視聴時間が4時間以上の割合 ※（ ）は全国割合	
		2024年度	2023年度
小学校	男子	31.6%（29.5%）	30.5%（28.0%）
	女子	27.0%（24.9%）	26.0%（23.6%）
中学校	男子	36.1%（29.0%）	35.7%（29.1%）
	女子	34.0%（27.9%）	34.0%（27.7%）

報告 1 令和7年第1回市議会定例会について

令和7年第1回市議会定例会について

令和6年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 5,859,433 千円

1 校舎等小工事（小学校） 588,500 千円

春日井小学校外 12 校理科室等空調機設置工事

2 校舎等リニューアル事業（小学校） 3,190,000 千円

(1) 味美小学校校舎等リニューアル工事 1,208,000 千円

(2) 篠木小学校校舎等リニューアル工事 1,297,000 千円

(3) 白山小学校校舎等リニューアル工事 685,000 千円

3 校舎等小工事（中学校） 72,900 千円

東部中学校体育館空調機設置工事

4 校舎等リニューアル事業（中学校） 2,029,000 千円

東部中学校校舎等リニューアル工事

人件費 △20,967 千円

1 報酬 △60,000 千円

2 給料 37,169 千円

3 職員手当等 1,864 千円

(1) 期末手当 2,569 千円

(2) 勤勉手当 1,573 千円

(3) その他 △2,278 千円

【継続費の追加】

1 白山小学校校舎等リニューアル工事

総額	2,443,000 千円
令和6年度年割額	685,000 千円
令和7年度年割額	0 千円
令和8年度年割額	1,320,000 千円
令和9年度年割額	438,000 千円

【継続費の変更】

1 味美小学校校舎等リニューアル工事

総額	2,505,000 千円		
	(変更前)		(変更後)
令和5年度年割額	532,000 千円	→	532,000 千円
令和6年度年割額	0 千円	→	<u>1,208,000 千円</u>
令和7年度年割額	<u>1,208,000 千円</u>	→	<u>0 千円</u>
令和8年度年割額	765,000 千円	→	765,000 千円

2 篠木小学校校舎等リニューアル工事

総額	2,802,000 千円		
	(変更前)		(変更後)
令和5年度年割額	380,000 千円	→	380,000 千円
令和6年度年割額	0 千円	→	<u>1,297,000 千円</u>
令和7年度年割額	<u>1,297,000 千円</u>	→	<u>0 千円</u>
令和8年度年割額	1,125,000 千円	→	1,125,000 千円

3 東部中学校校舎等リニューアル工事

総額	2,859,000 千円		
	(変更前)		(変更後)
令和5年度年割額	419,000 千円	→	419,000 千円
令和6年度年割額	0 千円	→	<u>2,029,000 千円</u>
令和7年度年割額	<u>2,029,000 千円</u>	→	<u>0 千円</u>
令和8年度年割額	411,000 千円	→	411,000 千円

【繰越明許費の追加】

- | | |
|---------------------------|------------|
| 1 春日井小学校外 12 校理科室等空調機設置工事 | 588,500 千円 |
| 2 東部中学校体育館空調機設置工事 | 72,900 千円 |

令和 7 年度一般会計予算【原案可決】

教育費 11,119,851 千円

一般議案【原案可決】

- 1 春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
 - (1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務について個人番号を利用することができる事務とするとともに、必要な限度で特定個人情報の利用を可能とするもの
 - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号。令和 6 年 5 月 27 日施行)の制定に伴い、外国人の生活保護に関する事務について規定を整備するもの
 - (3) 施行日 (7) 公布の日
 - (i) 令和 7 年 6 月 15 日

2 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(1) 鷹来公民館の施設使用料を次のとおりとするもの

区分		金額		
		午前	午後	夜間
料理・多目的室 (64㎡)	料理の用に供する場合	2,100円	2,900円	2,900円
	料理の用に供しない場合	1,600円	2,200円	2,200円
第1集会室(23㎡)		500円	700円	700円
第2集会室(39㎡)		1,000円	1,300円	1,300円
第3集会室(39㎡)		1,000円	1,300円	1,300円
第4集会室(22㎡)		500円	700円	700円
音楽室(46㎡)		1,100円	1,500円	1,500円
軽運動室(54㎡)		1,300円	1,800円	1,800円
実習室(62㎡)		1,600円	2,100円	2,100円
ホール(300㎡)	体育の用に供する場合	1時間につき400円以内において市長が定める額		
	体育の用に供しない場合	7,700円	10,300円	10,300円

(2) 施行日 令和7年9月1日

3 春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

(1) 前並調理場を廃止するもの

(2) 施行日 令和7年4月1日

4 教科書及び指導書の取得について

(1) 物品内容 東部中学校外11校教師用教科書及び指導書

(2) 取得価格 42,164,597円

(3) 契約の相手方 春日井市鳥居松町6丁目5番地

有限会社丸十伊藤書店

■ 代表質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 民間プールの活用について	(1) 昨年度からの実施校の現状と効果、中学校への波及、今後のプール跡地の活用方法について、考えを問う。	(1) 令和6年度は、白山小学校を始め小学校17校の水泳の授業において、7か所の民間プールと市温水プールを利用した。民間事業者の専門インストラクターから充実した指導を受け、児童や保護者、教職員からも大変良い感想を聞いており、教育的な効果がとても高いと実感している。また、民間プールでは、年間を通して熱中症や低水温などに左右されず、予定どおりに授業を実施することができる。さらに、水質や安全の管理などの教職員の負担軽減にもつながっている。 一方、中学校については市内や市周辺で利用できる民間プールが限られており、すべての中学校を受け入れる体制を整えることが困難であるとともに、部活動や地域クラブ活動で使用することもあることから、学校のプールを引き続き利用することとしている。 小学校のプールの跡地については、リニューアル工事や学校の適正規模などの検討を進める中で、活用方法を考えていく。
2 体育館への空調機の設置について	(1) これまでの進捗状況と計画期間を短縮することに至った経緯、空調方式や断熱工事の内容、今後の進め方について問う。	(1) 近年、夏の猛暑が続いている。令和6年の愛知県においては、熱中症警戒アラートが46回、特に7月から8月にかけて、連続して32日間発表されており、こどもたちが日々利用する体育館の暑さ対策は急務である。また、令和6年1月に発生した能登半島地震のように、大規模な災害がいつ、どこで起きるか分からない中、その備えとして避難所である体育館の環境改善も重要である。こうしたことから、できる限り早急に、体育館を安全安心に利用できるようにするため、3年間での整備スケジュールを加速させ、2年間で集中的に整備することとした。 機種については、停電時でも自立運転が可能なガスヒートポンプを選定し、空調方式は万が一、都市ガスが供給停止となった場合でも、LPGガスに切り替えて使用することができるように、都市ガスとLPGガスの併用方式とする。また、断熱対策として、窓ガラスへの遮熱フィルム又は遮熱カーテンの設置などの工事を実施する。 今後については、令和7年度から順次実施設計を進めていく。令和8年度に、部活動や地域

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		クラブ活動として夏場の利用率が高い中学校の体育館へ、また、9年度には小学校の体育館へ設置していく。
3 ICTを活用した教育について	(1) これからも最先端のICT教育を継続し、全国に誇れる教育環境を維持していくための取組について問う。	(1) 本市では、国がGIGAスクール構想を発表する20年前から、ICT環境の整備とICTを活用した教育の実践を着実に進めてきた。本市の先進的な取組は高く評価され、全国各地から実に多くの方々に視察に来ていただいている。本年1月には、第7回日本ICT教育アワードにおいて、文部科学大臣賞を受賞し、全国に向けて、本市の取組を大いにPRすることができた。 特に、文部科学省から研究開発学校に指定されている高森台中学校や出川小学校、また、リーディングDXスクールに指定されている藤山台小学校や中央台小学校などでは、ICTを活用した教育により、教員が教える授業から、子どもたちが主体的に自ら学ぶ授業へと変化してきた。 こうした成果については、今後も教員の研究や研修を通じて、すべての学校で共有するとともに、教員一人ひとりの理解とスキルの向上に取り組み、ICTを活用した教育をさらに充実させていく。
4 不登校対策について	(1) 最近では小学校低学年における不登校児童数の増加も特徴の一つになってきたが、学校を主体とした今後の不登校児童生徒への対応について、基本的な考え方を問う。 (2) 不登校の児童は年々増え続けており、より良い環境で児童が心を開くことができるよう	(1) こどもたちにとって、小中学校に通う時期は、多様な知識や経験を蓄積したり、集団の中で自分の役割や連帯感などの社会性を学んだりする大変重要な時期である。誰一人取り残さない教育をめざし、不登校対策に取り組んでいくことは、私たち行政や教職員の重要な責務であると考えている。 全国の傾向と同様に、本市においても不登校となる児童生徒は依然として増加傾向にある。こどもたちが置かれた環境や抱えている課題を教職員一人ひとりが真摯に受け止め、それぞれのこどもに寄り添った支援をしていくことが重要である。このため、引き続きこどもたちが安心して学び、過ごすことができる居場所づくりを始め、人や社会とのつながりを持つ機会の提供などに、より一層取り組んでいく。 (2) 小学校では、悩みごとなどを担任の先生以外にも気軽に相談できるように、心の教室相談員を全校に配置し、相談体制の充実に取り組んできたところである。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	な登校支援室を要望する。これまでの取組と課題、登校支援室の詳細について問う。	こうした中、不登校となる小学生は依然として増加傾向にあり、相談体制の充実とともに、中学校で設置している登校支援室のような、学校で安心して過ごせる居場所や学びの場も必要であると考えている。 この登校支援室は、月曜日から金曜日の週5日、登校時間から下校時間まで開設する。常駐する支援員を配置するとともに、登校支援室コーディネーターや担任などの教員が、毎日声をかけたりコミュニケーションを図ったりするなど、こどもたちに寄り添った支援をしていく。また、教室とは違った雰囲気居心地良く、愛着が持てる部屋となるように努めていく。
	(3) フリースクールなどの民間施設に通うこどもたちへの利用費助成について、考えを問う。また、こどもたちが行きたがる学校を作りたいと考えるが、全国的に事例のある、こどもたちの個性を丸ごと受け止められる学校のように、本市においても、総合的な取組をめざす考えはあるのか、考えを問う。	(3) 本市では、不登校相談や登校支援室、教育支援センターあすなろ、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、多様な支援を充実させてきたところである。まずはこうした取組に注力し、一人でも多くのこどもたちが学校に通うことができるようにしていくことが重要であると考えている。このため、フリースクールなどの民間施設に通うこどもたちへの利用料の補助については、現在のところ考えていないが、引き続き国の動向や他自治体の状況を注視していく。 また、ご質問いただいた学校づくりについて、これまでも各学校では、様々な工夫をしながら、こどもたちが通いやすい学校づくりに取り組んできた。学校には、不登校のこどもたちが安心して心地良く感じる居場所が必要であり、また同時に、心を開き、頼ることができる人の存在も重要である。今後も引き続きこうした視点をしっかりと持ちながら、こどもたちが笑顔で楽しく通うことができる学校づくりに取り組んでいく。
5 小学校・中学校の適正規模等の検討について	(1) 市内全ての小中学校を対象に統廃合や通学区域の見直しの検討を進め、将来を見据えた学校規模の適正化を図る必要があると考えるが、今後の進め方について問う。	(1) 私は、全てのこどもに対し、質の高い教育を平等に提供することは、何よりも大事であると考えている。こどもたちが集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合いながら成長し、社会性を身に付けていくためには、一定の学校規模を確保することが重要である。 今後、こどもたちの数が減少していくと推定される中、標準的な規模を下回る学校が増えていくことが想定され、学校規模の適正化の検討

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		は、まさに喫緊の課題である。特に、将来全ての小学校が過小規模校又は小規模校になると推定される中学校区にある学校については、最優先に検討していく必要がある。 こうした学校規模の適正化の検討は、将来を見据えた重要な課題であることから、市教育委員会の職員体制を強化し対応していく。そして、こどもたちを中心に考えることを第一とし、学校がどうあるべきか、何が最善なのかについて、保護者や地域、関係者の皆様とともに議論を積み重ねていく。また、学校は地域コミュニティの核であり、魅力ある学校づくりは良いまちづくりにもつながることから、こうした視点もしっかりと持ちながら、検討を進めていく。
6 学校給食について	(2) 小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方において、過小規模校を優先に適正規模の確保に努めるよう検討するとされる中、適正な学校規模を確保するための手段として、学校の統合と通学区域の見直しが必要であるが、考えについて問う。	(2) 本市においても、こどもたちの数が減少していくと推定される中、学校の適正規模や適正配置についての検討を進めていくため、本年2月に、「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」を策定した。この中で、過小規模校や小規模校は、こどもたちの減少とともにさらに増えていくことが明らかになった。 学校規模の適正化の目的は、こどもたちにとってより良い教育環境を実現することである。検討の対象となる学校については、統廃合や通学区域の見直しを早急に取り組んでいかなければならないと考えている。あわせて、魅力ある学校づくりとして、小中一貫校や特色あるカリキュラムの導入などにより学校の付加価値を高めていく。 学校は長きにわたり、学校教育だけでなく、防災や保育、交流の場など、地域コミュニティの核として様々な役割を担っており、地域の方々が学校に対して抱く思いや期待も多様であると思われる。今後、保護者や地域、関係者の皆様のご意見を誠実にお聞きしながら、地域とともにある学校のあり方を、しっかりと、そして丁寧に検討していく。様々な議論を積み重ねることにより、より良い教育環境の実現のための最善の方法が選択されていくものと考えている。 (1) 国では給食費の無償化に向けて検討しており、令和7年度以降の方向性や今後の臨時 (1) 本市では、学校給食費の段階的な無償化の一環として、令和5年度に就学援助の認定基準を緩和し、給食費が無償となる対象者の拡大を行った。また、令和6年度には物価高騰に伴う給

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	交付金の交付が不透明な中、値上げ分を負担するのか、無償化をめざすのか、それとも保護者負担の検討をしていくのかなど、将来に向けた考えを問う。	食費値上げ分を公費負担した。 そして、令和7年度においては、今なお続く物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、給食費値上げ分の公費負担を継続するとともに、多子世帯の経済的な負担を軽減するため、春日井市立の小中学校に通う3人目以降の給食費を無償化していく。 現在、国では、学校給食費の無償化についての議論が進められている。本市は、これまでも、全国市長会などを通じて国へ継続して要望してきたところであり、今後も引き続き国の動向を注視しながら、本市としての対応を検討していく。
7 西部地区新調理場について	(1) 新調理場の整備スケジュールとPFI事業者による運営開始後の食材調達の考え方について問う。	(1) 新調理場の整備スケジュールについては、令和7年度に前並調理場及び旧前並保育園の解体工事を実施するとともに、PFI事業者を公募し選定していく。令和8年度には敷地内の排水路の付替工事などを行う。令和9年度からはPFI事業者による本体工事を開始し、10年度中のしゅん工及び11年4月からの学校給食の提供をめざしていく。 また、食材の調達については、PFI手法においても、これまでどおり本市が公益財団法人春日井市食育推進給食会に業務を委託し、PFI事業者は給食会が調達した食材により、調理業務を行うこととなる。
	(2) PFI導入に関するリスクマネジメントと、公益財団法人春日井市食育推進給食会を担い手として排除せずに新調理場の整備の内容を検討する考えについて問う。	(2) PFI手法は、民間の資金やノウハウを活用し、整備や運営を一括で実施するものであり、より効率的な運用を期待できるとともに、市の財政負担を軽減できることから、採用することとしている。 今回のPFI手法では、事業に参加する企業が撤退するなどのリスクが生じた場合でも、本市が事業継続の担保などのために金融機関と締結する協定に基づき、金融機関が介入して企業を変更するなど、事業を安定的に継続することができる仕組みとしている。 また、PFI事業は、設計や建設、運営などの各部門を担当する複数の企業で構成する事業者により実施される。調理業務を担当する企業については、PFI事業に応募する事業者が、効率的かつ効果的な事業になるように検討し、決定するものである。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
8 サピエ図書館の活用について	(1) サピエ図書館の導入時期と必要とされる方への周知方法について問う。	(1) 図書館は、乳幼児から高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、すべての人が等しく自由に本に触れ読書に親しむとともに、知識や文化を始めとする多種多様な情報を享受できる場であることが大切である。 そのため、全国の100万点を超える音訳・点訳データを利用できるサピエ図書館については、本年4月から利用できるように準備を進めているところである。また、周知については声の広報春日井などでの啓発だけでなく、市社会福祉協議会を始めとする関係機関や団体などと連携を図りながら情報の提供に努め、必要とされる方が容易に利用できるように取り組んでいく。
9 DXの推進について	(1) DXによる公共施設の予約方法の見直しや貸館業務のDX化について問う。	(1) 公共施設の予約方法や抽選については、各施設の特性や高齢の利用者が多いことなどを考慮し、オンラインによる方法を導入するなか、これまでの電話や対面による方法も併せて実施しているところ、令和8年度に現在のオンライン予約システムの更新時期を迎えており、市民にも職員にも利便性が高いシステムを導入するなか、予約方法を検討していく。 貸館業務については、令和6年度から屋外グラウンドの鍵の管理方法の見直しを行うなど、利用者の利便性の向上と業務の効率化に配慮した改善に努めてきたが、課題や改善の余地もあり、他の自治体や本市の一部の部署で実施している取組などを参考に、デジタル技術を活用したよりよい方法を検討していく。

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 ヤングケアラー支援について	(1) ヤングケアラーの調査について、教育委員会とはどのように連携するかについて問う。	(1) 全てのこどもから回答を得ることができるように、可能な限り、学校の活動時間内での調査を検討している。
	(2) 全数調査として、学校の先生が個人面談の時などに、ヤングケアラーと言われるような負担を負っていないかを聞き取る調査を行うことについて、所見を問う。	(2) 各学校では教育相談の面談を実施するにあたり、事前アンケートにより学校生活のほか家庭生活についても児童生徒の状況を確認している。そして、児童生徒との面談では、ヤングケアラーなどを含め家庭内での困りごとについて、何かサインがある場合や本人から話がある場合は教員が詳細を聞き取り、解決のための助言や支援を行っているところである。
2 主権者教育について	(1) 現在、学校では主権者教育として、どのような取組を行っているのか。	(1) こどもたちは小中学校の社会科の授業において、社会を担う一員として、自ら考え判断し行動できる力を育んでいけるように、選挙の仕組みや民主主義の重要性について学んでいる。 学校によっては、租税教室や模擬選挙を実施したり、市の出前講座を活用したりするなど、政治や選挙について学ぶ機会を設けている。また、地域や学校の課題解決に向けたワークショップを実施する学校もある。
	(2) 犬山市の選挙管理委員会が実施している「市から配分される30万円の予算の使い道を生徒たちが考え、投票で決める取組」を春日井市として取り組む考えはないか。	(2) 主権者教育については、各学校において、それぞれの教員がこどもたちにとって効果的な授業となるように、内容を工夫して実施しているところであり、ご提案の取組を実施することは考えていないが、各学校には主権者教育の取組事例として情報提供していく。